

京都大學經濟學會  
經濟論叢

第六十八卷 第一・二・三號

- 商業資本に関する一考察……………松井 清  
ロバートソンの景氣理論……………伊藤史朗  
變動過程の乗數分析……………市村眞一  
社會政策における「政治」と「經濟」……………岸本英太郎  
ヴェブレンの資本主義論……………松尾 博

---

昭和二十六年九月

# 社會政策における「政治」と「經濟」

——平・西村兩氏の批判によせて——

岸 本 英 太 郎

機械制大工業時代の資本制生産關係の運動は必然的に労働者階級を「窮乏化」させ、労働者階級の「抗争」を發展させ、この「抗争」が「組織された政治的權力」としての國家を強制して社會政策を必然化し、労働者階級の窮乏化を一時的に緩和する、という筆者の社會政策論は、この限りにおいて、多くの人々によつて承認されつつあるように思われる。筆者は何よりも賃銀や労働諸條件を労働力の價值以下に引下げる資本制生産の敵對的な自然法則——資本制蓄積の一般法則、筆者の所謂窮乏化法則——に抗する労働者階級の「闘争」に社會政策の必然性を求め、社會政策の本質を、労働者階級の窮乏の一時的な「緩和」、即ち資本の労働力の價值收奪に對する國家的手段による抑制緩和策と規定したのであつた。「資本の運動は必然的に労働の社會的生産力を高め、資本の有機の構成を高度化し、利潤率を低

め、産業豫備軍を生産し、労働者階級の消費の基礎を相對的に狭め、労働者階級の抗争を必然化し、これに媒介されて行われるが、これは労働條件を必然的に労働力の價值以下に低め、社會的には労働者階級の窮乏化を押しすすめる。社會政策は資本のこの敵對的な運動に抗争する労働者階級が、資本家並びに國家を讓歩せしめて、労働力の濫毒を抑制緩和せしめるものとして出現するのであり、その本質は……資本による労働力濫用の國家の政策による抑制緩和策たるところにあるのである」（拙著「社會政策論の根本問題」二八七頁）。

ところで労働者階級を窮乏化せしめる資本制生産の敵對的な運動に抗する闘争、従つて又労働者階級の濫毒的搾取に向う資本家階級に對する労働者階級の「闘争」はいかなる性格のものであろうか。筆者はこれを「階級闘争」として理解し、「社會政策は階級闘争の必然的な産物である」と論じてきたのであつた。而して社會政策と階級闘争の聯關を次のように述べたので

ある。「社會政策は經濟的には、勞働力の保全に資本による勞働力濫奪の抑制・緩和であり、これを必然化するものは階級闘争であるということが出来るのである。ここに社會政策における經濟的なものと社會的なものととの内的な關聯があり、これは資本制生産が剩餘價値の生産であつて、勞資の敵對的な社會關係の物質的關係化であるということのなかに兩者の不可分の統一性が潜んでいるのである」(前掲拙著四七頁)と。この社會政策が「階級闘争」の必然的な産物である、という筆者の社會政策の「社會的」な理解の仕方(に對し、最近二・三の異論と批判が提起されたのである(平實氏、西村裕通氏)。筆者はこれらの批判には全面的に反對である。従つて筆者はこの批判を反批判するという形において、社會政策における「政治」と

「經濟」の問題を明らかにしたいと思ふ。

既に筆者は拙著「社會政策論の根本問題」中の一論稿「社會政策における經濟と社會」において、星林太郎氏批判の形でこの問題について論じたのであるが、これは社會政策の「本質」究明という問題意識のために、社會政策を必然化する勞働者階級の「闘争」そのものについては敢て多くを論じなかつたのである。

社會政策が「階級闘争」の産物である、とする我々の見解(こ

れは筆者のみの考ではない。風早、服部、森、近藤等の諸教授も皆然りである。唯筆者はこれを理論的に論説したのである)に對して先ずあげられる批判は、平實氏の論稿「社會政策と階級闘争」(大阪商大經濟研究所編「社會科學文獻解説」第六集七九頁—八七頁)である。

平氏は、マルクスやレーニンが「階級闘争は政治闘争」である、と述べた言葉を唯一の根據として、社會政策は「階級闘争」の産物ではなく、逆に社會政策が階級闘争の成立發展の根據であると次の如く堂々と論ぜられるのである。

「マルクスは屢々階級闘争は政治闘争であるということを述べている。またレーニンも社會政策と關係の深い勞働組合論の中ではつきりと階級闘争は政治闘争であるといつてゐる。とすれば岸本氏の主張せられるいわゆる階級闘争なるものを政治闘争と理解してよいであらうか。この點に重大な疑問が存在するように思われる。岸本氏は勞働力の價値法則を貫徹する勞働者の壓力(この批判は舊著「社會政策論序説」に對するもので、舊著が價値貫徹論的誤謬に陥つていた點は「社會政策論の根本問題」で訂正したところである。……岸本)を階級闘争と解していられるようであるが、これはマルクス、

エンゲルスの言葉を全く形式的、機械的に理解せられたことによる誤りと言わねばならない。資本主義社會にあつて勞働力の價値法則を貫徹する闘争は經濟闘争であつても決して

政治闘争ではない。従つてそれは正確な意味にて階級闘争と  
いうことは出来ない。もちろん階級闘争としての政治闘争は  
その内面において經濟闘争の要素をも包含している。しかし  
はつきりと表面に現われてくるのは政治闘争であつて、經濟  
闘争ではない。勿論經濟闘争は階級闘争の萌芽の形態と見做  
されるものであつても、成熟した正確なる意味において完全  
な階級闘争とは稱し得ない。岸本氏はマルクス・エンゲルス  
の言葉を形式的・機械論的に理解して、階級闘争の萌芽の形  
態であるところの經濟闘争を以て、階級闘争の實體であるか  
の如くに錯覺せられたのであり、従つて勞働力の價值法則の  
貫徹を目指す勞働者の闘争を階級闘争と考えられ、そしてま  
た階級闘争が社會政策の不可欠の條件と早合點せられた如く  
に思われる。政治闘争として理解せられるべき階級闘争は、  
價值法則を貫徹さすものでなく、寧ろ却つて價值法則を止揚  
することを目標とする。とすれば岸本氏のいわれる階級闘争  
が社會政策成立の不可欠の條件とすれば、價值法則を止揚す  
る闘争が社會政策成立の不可欠の條件といふ極めてやこしい  
ことになる。……問題を解決するのはこうである。階級闘争  
が社會政策成立の不可欠の條件となるのではなく、社會政策  
が階級闘争の成立または發展の條件となるというのであ  
る。……かかる理論的必然性の下にあつては、階級闘争が社  
會政策を成立せしめるとする岸本氏の主張は階級闘争なる範

社會政策における「政治」と「經濟」

疇、それ自體の把握のあいまいさと共に社會政策と階級闘争と  
の關係を全く本末顛倒的に理解せられてゐるものといつてよ  
いのである。『社會科學文獻解説』第六集、八四—八五頁。  
傍點岸本、以下引用書名なき限り本書の頁数を示す。と。  
見らるる通り平氏の理解が、マルクス・レーニンの階級闘争  
は政治闘争である」という言葉のそのままの忠實な形式的機械  
論的理解であることだけは一目瞭然である。ここに論せられて  
いる全内容は、マルクス・レーニンの言葉に合致せぬ表現はす  
べて誤謬という、極めて簡單明瞭な把握方法である。

社會政策をもとめる闘争そのものが經濟闘争であり、階級闘  
争が本來的に政治闘争である、ということとはマルクスを多少と  
も論ずるものの文字通り常識に屬することがらである。然らば  
「社會政策が階級闘争の必然的產物である」という我々は、こ  
の常識さえ理解しない、平氏のいわゆる「階級闘争なる範疇の  
混亂の把握」(八五頁)に陥つてゐるのであるうか。

我々は社會政策が勞働者階級の資本家階級に對する強力な壓  
迫、組織された權力としての國家を護歩せしめるに足る強力の  
產物である、ということを繰り返して強調してゐるのである。そ  
してこれが階級闘争であるといつてゐるのであつて、社會政策  
(これは國家による勞働條件改善策である)を求める經濟闘争  
そのものがただちに階級闘争であるといつてゐるのではないの  
だ。權力闘争＝政治闘争の一環をなしている強力な經濟闘争の

みかはじめて社會政策を必然化するという意味で、まさに社會政策は階級闘争の必然的産物であると稱しているのである。社會政策を必然化する「經濟闘争」を我々がしばしば階級闘争と稱するのは正にこの意味に外ならないのである。經濟的にはブルジョアジーよりも弱いところのプロレタリアートの行う單純な經濟闘争が「組織された權力」としての國家を襲せしめて社會政策を成立せしめる、と考える程我々は現實に盲ではない。政治闘争は必ず現實の勞働條件の改善を求める經濟闘争をその一環として持つていたのであつて、廣汎な社會政策立法を要請する「現實綱領」を持たない階級闘争などはフランキストやサンジカリストの頭の中にだけ存在するのである。價值法則を止揚することを究局の目的とする階級闘争が社會政策の不可欠の條件であるという簡單な論理が「ややこしい」と感じられるのは、平氏が「階級闘争は政治闘争」であるというマルクスやレーニンの言葉を、公式的・形式的・機械論的に理解するからである。

社會政策は「階級協調策」であると古くから理解されて來ているが（講壇社會主義の社會政策論はその典型）、これは正しいのであつて、國家が社會政策を施行する意圖は、階級對抗の緊張を緩和し、「社會平和」を、直接的には「産業平和」を實現せんがためである。社會政策は勞働條件を改善することによつて、その機能として、階級闘争を一時緩和するのである。誠

に社會政策は階級闘争の必然的な産物である。かくて、平氏は反對に、「階級闘争が社會政策を成立せしめる根據」となるのであつて、「社會政策が階級闘争を成立發展せしめる根據」ではないのである。従つて社會政策が階級闘争の必然的産物である、とすることは「社會政策と階級闘争との關係を本末顛倒的に理解」した事にはならないのである。資本制社會の階級闘争は社會政策によつて成立・發展するのではなく、資本制生産の敵對的な運動そのものが一定の段階において必然的に階級闘争を成立・發展せしめるのである。

平氏は社會政策が階級闘争を成立せしめるといい、社會政策は經濟闘争の産物である、と述べられるのであるから、社會政策は階級闘争にまで發展しない單純な經濟闘争の産物であるということになる。「階級闘争は政治闘争である」というマルクスやレーニンの言葉の、平氏による公式的・形式的・機械論的理解が、いかにマルクスやレーニンとは無縁な結論に達するかをここに見るべきである。尤も平氏は、社會政策は階級闘争の必然的産物である、という筆者に極力反對され乍ら、「社會政策の成立には階級闘争が必要であるかいなかは一見自明であるのではなく、決定的に明らかである」（八六頁）と矛盾した言葉を平然と述べられている。更に社會政策が階級闘争の産物でないことは自明だと述べ乍ら（八七頁）、次のように書いて、社會政策について平氏がいかに何物をも把握していないかを自

ら表明しているのである。

「尤も價值法則を止揚せんとする勞働者の政治闘争を抑壓せんとする政策が社會政策と考へるならば、階級闘争が社會政策の成立的根據となるとも言へる。だが、これは一種の勞資協調策となるであらう。しかし一般に考へられている社會政策なるものは、勞働力の價值法則を貫徹せしめんとする政策である。否寧ろ實際上勞働力の價值法則は、資本制社會にあつて絶對的に貫徹せしめられないに拘らず、宛も貫徹せられるかの如く裝うところに、社會政策の偽獨性があるのである。……正確なる意味の階級闘争が社會政策を成立せしめるものではなく、寧ろ逆である。かかる日明の事柄が無視せられて、いわゆる階級闘争を社會政策成立の必要條件或は根據と考へる種々の主張がなされることは、全く階級闘争なる範疇の正確なる把握の缺除に基くものである」(八七頁、傍點岸本)

平氏は社會政策を「勞働力の價值法則を貫徹せしめんとする政策」である、として筆者の「社會政策論序説」が陥つていたと同じ誤謬に陥つてゐる。社會政策は資本の勞働力の價值收奪に對する國家の立法手段による抑制・緩和策であつて、勞働力の價值を貫徹せしめんとする政策ではない。そして別に勞働力の價值が「宛も貫徹されるかの如く裝う」ものでもない。社會政策は正に勞資協調策であり、それは資本の勞働力の價值收奪を

抑制・緩和する事によつて勞資の協調を實現せんと意圖するものである。勞働力の價值收奪に對する國家の立法手段による抑制・緩和という特質によつてそれは正に社會政策となるのである。かくして自明のことを無視したのは筆者ではなくて平氏だつたのである。

平氏は、筆者の、社會政策は勞働者階級の下からの抗争の必然的産物である、とする社會政策論を、アプレの流行である(八三頁)と述べられているが、平氏のごとき、マルクスやレーニンの理論ではなく、その言葉だけを護生大事に公式的・機械論的に振り廻わすのは世間では何と云うのであらうか。世に、アプレの傾向とはこの事を指して云うようである。

ところで筆者は、次にこのアプレの傾向が昨今いかに流行しつつあるかを、その典型的事例たる西村翁通君の論文を檢討することによつて論證するであらう。

### 三

西村翁通君は「日本工場法と社會政策の本質」(『經濟學雜誌』二四卷三號八〇—九九頁、以下引用書名なき限り本書を示す)と題する論稿で筆者の「日本勞働運動史」と「社會政策論の根本問題」を批判している。社會政策の「本質」については、西村君はそれが資本の勞働力の價值收奪に對する國家の立法手段による抑制緩和とする筆者を批判して次の様に述べている。――

「岸本氏のいわゆる『勞働力の價值收奪に對する抑制緩和』も岸本氏の述べられるが如く社會政策の本質ではなく、その形式にすぎず、その本質は勞働者階級の革命的政治權力闘争に對する『抑制緩和策』ともいふべきであらう。『勞働力の價值收奪に對する抑制緩和』なる本質規定は、經濟主義的誤謬たることに對して大河内氏の『勞働力の保全』と何等異なるところはなないのである。まさしく氏が述べられるごとく、

『勞働者保護として現われるものが資本制社會にあつてはいかなる本質と意義をもつものであるかの究明こそ正に社會政策論に外ならない』（岸本「社會政策論の根本問題」三八〇頁）のであつても、氏の『勞働力の價值收奪に對する抑制緩和』なるものは『勞働者保護』の手段を意味するにすぎず、又社會政策が氏の論述の如く『勞働力保全の資本制的形態』（「根本問題」五一頁）ではあつても、このことは社會政策が「搾取の抑制緩和」たることを毫も意味しないのである。即ちいずれの階級社會にあつても、勞働人口への保護は勞働力の價值收奪に對する『抑制緩和』によつてのみ實現しうるからであり、社會政策が『勞働力保全策の資本制的形態に外ならない』のは、資本制社會に於ける勞働者の保護が、既に一つの獨立せる階級として成熟し、『自己疎外』よりの解放を目指す勞働者階級の權力闘争を抑制し緩和して、勞働運動を資本主義體制に秩序づけるという形態においてのみ行われ得るから

に外ならない。社會政策の本質は大河内氏のいわゆる『制度的運動』を育成するための勞働條件の改善策、經濟的讓歩であり、革命を流産せしめるための社會問題に對する『解毒劑』であつたのである。岸本氏におけるかかる誤謬は、氏が『社會政策の理論的出發點を勞働力の價值規定からはじめた』（「根本問題」五一頁）とされるところよりする必然的結果である（一九七—八頁）と。

\* この「形式」は實際は「内容」となつてゐるが、筆者への西村君の書簡で「形式」と訂正したのである。

西村君はここで社會政策の本質を革命運動の抑制緩和として政治的に規定し、筆者の經濟的規定を經濟主義的誤謬であるとしてゐる。社會政策が革命運動の抑制緩和策であるということ（革命運動でなくとも社會政策は成立しうる。イギリスやアメリカを見よ。従つて革命運動の抑制緩和策とすることは決して社會政策の正しい理解ではない）社會政策が成立する過程の現象をそのままに現わしたものであるが、果してこれは西村君のごとく社會政策の本質であるうか。西村君のこの考えはこと新しいものではなく、ドイツや日本等の後進國の社會政策については、多く見られた見解であつた（ドイツのビスマルク社會政策に對するドイツ社會民主黨の最初の考え、態度。日本の明治期のサンヂカリスト等）。この見解は社會政策の本質を「革命を流産せしめるもの」と見る事の當然の結果として、

社會政策に反對した。西村君の見解も當然に社會政策反對に歸着することを西村君はとくと反省する必要がある。

擬てプロレタリアートの革命を流産せしめ、これを抑制緩和するための政策を西村君は社會政策の本質と規定した。ところでこのような政策は果して社會政策だけであろうか。労働者に普通選舉權を與え、社會主義政黨を承認し、場合によつては社會民主主義政黨に政權を擔當せしめるのは、工場法や労働組合法や社會保險等よりもより一層そのような意圖のもとに（何となれば工場法や労働組合法等の社會政策は階級闘争の抑制というよりも、それによる産業平和が直接の目的となつてゐるに反し、普通選舉權賦與等の國家の政治的讓歩は直接に社會平和或は革命闘争の抑制を意圖しているからである）、即ちプロレタリアートの政治的權力闘争を抑制緩和するための讓歩ではなかつたであろうか。そうだとすれば、普通選舉權の賦與も社會主義政黨の承認等々も社會政策ということになる。果してそうが、そうではない。然らば社會政策を社會政策たらしめるものは何か。それは制度として沈澱した工場法や社會保險等は何かということである。従つてそれは労働力保全⇨資本の労働力の價值收奪に對する國家の立法手段による抑制緩和である。この内容をもつことによつてのみ正にそれは社會政策となる。そしてこれが政治として行われるのである。そうだとすればこれが社會政策の本質ではないであろうか。西村君のごとく、資本制社會の

社會改良一般のもつ機能をいあらわす類概念をもつて、社會改良の一形態としての社會政策の本質とすることは誤謬といわねばならないのである。革命的權力闘争が抑制・緩和されるのは、資本の労働力の價值收奪が一時抑制緩和されるからである。従つてそれは社會政策の本質ではなく、その機能である。革命的權力闘争を抑制緩和せんとの、否「産業平和」を實現せんとの意圖をもつて國家は社會政策を施行するであろう。だがこれは社會政策の主體の意圖ではあつても本質ではないのである。だが社會政策がブルジョア支配の手段として行われる限りにおいて、それは疑もなく政治的形式をとる。だが社會政策の目標は階級闘争の抑制緩和そのものではなく、それは經濟的な「産業平和」であつて、この目標が政治を通して實現されるのである。

ところで西村君のこのような誤謬はどこに由來したであろうか。それは西村君が労働力の價值という範疇を資本制生産の範疇として理解出來ず、すべての階級社會のそれとして理解するという經濟學の文字通りの初歩的知識を缺いてゐるからである。西村君は社會政策が「労働力保全の資本制的形態」たることを認め乍ら、それが「搾取の抑制緩和」たることを全然理解出來ないで、「いづれの階級社會にあつても、労働人口への保護は労働力の價值收奪に對する抑制緩和によつてのみ實現しうるからである」と噴飯に値する誤謬を平然とやつてのけるのである。



西村君はこの初歩的な誤謬が、筆者との三回にわたる面談の機、會での筆者の指適にもかかわらず理解出來ず、四回目の面談の際、はじめてその誤謬が分りかけて來たという有様なのである。

勞働力の保全是最も抽象的な意味においてはすべての經濟社會に共通する事實である。しかし勞働力が商品化し、それが價値を持つに至るのは資本制社會においてである。従つて資本制社會における勞働力の保全是、機械制大工業の時代においては、資本の勞働力の價値收奪に對する國家の立法手段による抑制緩和策となるのである。かくて勞働力保全の資本制的形態は、資本の勞働力の價値收奪に對する抑制緩和策に外ならないのである。「勞働力保全」と「資本の勞働力の價値收奪に對する國家的手段による抑制緩和」とを、共に經濟主義的誤謬として區別出來ぬ西村君は經濟學に對しては白痴の石頭だと評せざるを得ないのである。西村君は經濟が政治として行われる社會政策を、政治に解消して、典型的な政治主義的誤謬をおかしているのである。

ところで社會政策が産業平和を確保するための所謂勞働條件の維持改善策であるとするれば、これを明らかにするためには、勞働條件とは何か、従つて勞働力の價値規定から出發しなければならぬのは當然である。尤も筆者は社會政策論を理論的には勞働力の價値規定から出發させねばならないとしているが、

直接的には、人格者たる勞働者が商品勞働力として、單なる生計の剩餘價値生産機械に疎外されている資本制的矛盾から出發しなければならぬことは繰返し強調したところである。

尙革命闘争を抑制緩和するための國家の經濟的讓歩は何も資本制社會の社會政策にかぎらないのである。それは封建社會にも存したのである。例え社會政策の本質が西村君のいう如く革命闘争の抑制緩和策であるとしても、これだけではすべての階級社會に共通する事柄であり、社會政策の資本制的範疇たる事は明かとならないのである。又勞働者の自己疎外からの解放もすべての階級社會に共通する事柄である。資本制社會ではこれが蔽蔽され、物神崇拜的性格をとるのである。總じて西村君には生産關係的視點が完全に排除している。經濟學に對する白痴的理解と稱する所以である。社會政策の本質を經濟的に把握した筆者を經濟主義的誤謬であると批判した西村君は、進んで筆者の次の文章を引用して、筆者が階級闘争を「經濟闘争」としてしか理解していないと強辯する。

「風早氏にしても私にしても、社會政策論を勞働力の價値規定、勞働諸條件をその價値以下に必然的に低下せしめる資本の敵對的な運動法則から出發させているのであり、しかも階級闘争を、この資本による勞働力搾取という事實Ⅱ生産關係の運動から導き出して、この搾取關係に直接に影響するものとして理解しているのであつて、社會政策をいきなり階級闘

争の直接の産物として、労働力政策としての社會政策の本質に觸れない外的契機として理解してゐるでもない」(「社會政策論の根本問題」五三頁)。

この拙文は大河内氏の批判に答へたものであるが、西村君はこの文章から、筆者を次のように批判している。――

『即ち氏(筆者のこと)岸本にあつては、社會政策を必然化せしめる階級闘争とは、「經濟闘争」、即ち「労働力の價值」をめぐる「社會的對抗」に外ならず、一方においては労働力の價值貫徹を望む労働者階級と、他方には「資本制蓄積の絶對的・一般的法則」を「外的な強制法則」として、労働力に對する「吸血鬼の渴望」にある資本家階級との「經濟闘争」を意味するに過ぎず、更にそれは「生産關係に直接影響するもの」として労働條件の變動を規定するものではあつても、かかる搾取關係を廢絶するものではなかつたのである。氏はかかる批判を豫想されてか、次のようにも述べられる。

「社會政策は階級對立と抗争の調整という形式をとつてのみ行われるので、そしてそれは階級闘争(その發展形態としての政治的權力闘争)によつて必然化されるので、ここにこそ社會政策の社會政治理論的把握の重要性が潜んでいるのである」(「社會政策論の根本問題」二八八頁)。

しかし氏にあつては政治的權力闘争は階級闘争の「發展形態」にしかすぎず、平實氏も指摘されたところであるが、「階

級對階級の闘争は一つの政治闘争である」というマルクスの規定を全く逆立せしめるものであつた。しかも社會政策とは岸本氏の如く、「階級對立と抗争の調整」という形式をとつてのみ行われる」のではなく、それはまさしく反對に階級對立の調整が労働力の保全、乃至は労働力搾取の抑制緩和という「形式」によつてのみ行われるところの労働者政策であり、

氏における社會政策のかかる「社會政治理論的把握」こそ、その階級闘争に對する經濟主義的理解と相俟つて、かの「經濟闘争そのものに政治的性格を賦與する」という改良主義的労働組合主義的謬論を端的に表現するものであつた。かくて岸本氏の新しい社會政策論は：依然として經濟主義理論の「傳承的な誤謬」を含むものであり、氏の意圖に反して、氏が最も排斥してやまれない改良主義的偏向を殘存せしめるものであつた(「九八―九九頁」)。

これをしも世に強辯といい、ハツタリというのである。

既に平實氏の批判において論じたところがここにもそのままあてはまるが、やや詳細に検討して見よう。

西村君の引用する拙文のどこに、階級闘争を經濟闘争としてのみ理解している論據があるのか了解に苦しむところである。

西村君の論法からすると階級闘争は權力闘争だけで經濟闘争を含むぬ事になる。西村君の階級闘争観は完全にサンヂカリスト的乃至プランキスト的階級闘争論であるということが出來よ

う。  
 筆者はわざわざ社會政策をカッコ付きで、階級闘争の發展形態としての政治的權力闘争の産物であると述べたのである。それはイギリスの初期社會政策が「標準労働日をめぐる闘争」や團結禁止法廢止をめぐる闘争から成立した事を含めたかつたからである。これらの闘争は經濟闘争であつてそれ自體としては政治闘争に階級闘争ではない。しかしこの經濟闘争を容認しなければそれは革命化する危険と必然性をもつた經濟闘争に外ならなかつた。かかる經濟闘争を我々は直接的に政治闘争とは稱し得ないが、かかる經濟闘争は社會政策を必然化し得るのである。イギリスやアメリカはその典型的なる例である。だがこれらの國で闘争が經濟闘争にとどまつたのはその物質的基礎があつたのであり、これは階級闘争としては歪曲されたものなのである。筆者はこれを政治的權力闘争ではないが階級闘争として理解したのである。これは果して誤謬であろうか。西村君や平氏がマルクスやレーニンから好んで引用する「階級闘争は政治闘争である」という言葉は公式的・機械論的に理解してはならないのである。西村君がそれから引用したレーニンの労働組合論は「階級分裂を基礎とする社會においては、相敵對する階級間の闘争は（これは廣義の階級闘争と理解していいのであり、又このようにも現實的に使用されているのである。…岸本）その發展の一定段階において不可避的に政治的闘争（これを狹義の

階級闘争と理解していいのである。…岸本）にならざるを得ない……」とも述べているのである。従つて政治的權力闘争を階級闘争の發展形態として理解したとするも、「マルクスの規定の逆立」でも何でもないのである。「逆立」とは何の意味か。平氏のいう意味か。そうならそれは西村君の所論とも矛盾する重大な謬論である。

西村君は階級闘争が政治闘争であるというマルクスやレーニンの言葉を平氏と同様に公式的機械論的に理解して、労働條件の改善をめぐる經濟闘争が政治闘争の一環として行われていることを否定するのであるうか。又階級闘争が労働者階級を窮乏化させる必然性に根差している事を否定するのであるうか。我々が社會政策は階級闘争の必然的産物であるという場合、この階級闘争は社會政策の獲得を求めざる經濟闘争を含んでいるのであり、労働條件をめぐる社會的對抗を階級闘争という場合は、この意味に外ならないのである。従つて筆者の考に、「經濟闘争そのものに政治的性質を賦與する」というレーニンの批判を向けるのは、見當違ひの批判なのである。レーニンのこの批判は周知のようにマルツィノフ批判であり、イギリスで永年行われて來ている社會政策立法獲得闘争を即ち經濟闘争を政治と理解するブルジョアの偏向への批判に外ならない。これは筆者の考を何でも強引に改良主義的労働組合主義的誤謬といいくるめんとする西村君の強辯である。

西村君は筆者が社會政策の本質は經濟的(目的も産業平和という經濟的なものである)なものであり、これがブルジョア支配の手段即ち政治を通じて行われるとして、本質の面からこれを眺めるのに反し、直接にこれを政治とし、勞働力の保全を單純に政治の手段として了い、これが「産業平和」確保という經濟的なもののために行われる事を無視したのである。

西村君は社會政策が産業平和という經濟的な「目的」を持つているのにこれをただ階級闘争の緩和という政治に解消してつたために、社會政策という産業平和策が持つ特定の經濟的内容(この經濟的内容をもつことによつてのみ、これは社會政策となるのである)を、即ち社會政策が本質的に經濟的なものたることを無視し、社會政策の經濟理論を完全に放棄して、政治主義的誤謬に陥つたのである。

産業平和確保のための資本の勞働力の價值收奪に對する國家の立法手段による抑制緩和策としての社會政策、組織された權力としての國家、資本家階級の勞働者階級に對する經濟的讓歩としての社會政策は、勞働者階級の強力な壓迫、それは階級闘争にまで發展した、或は發展しうる強力な壓迫の必然的產物である、とする筆者の社會政策論、即ち政治闘争の一環としての或は政治闘争に發展しうる強力な經濟闘争の必然的な產物である、この意味で階級闘争の必然的な產物であるとする筆者の社會政策論を、經濟主義的誤謬なりと強辯しようとする西村君は

批論を次のようにも批判している。――

『岸本氏は近著「社會政策論の根本問題」において、氏の新しい社會政策論を展開して次のように述べられる。

「資本制生産の矛盾による自己運動そのものが、即ち敵對的な資本の運動そのものが、社會的對抗を激化し、勞働者階級の抗争を必然化し、この抗争が國家の意志を強制して社會政策を必然化するのである。……搾取關係そのものに内在する勞働者階級のこれに對する抗争が、資本の勞働力に對する原生的搾取を斷念せしめ勞働力に對する資本の濫奪を抑制・緩和せしめるのである。従つて現實の勞働條件にして、勞資の抗争に媒介されないものは本來存在しないのである。社會政策は、かかる勞働條件のうち、勞働者階級が資本家階級並びに國家を讓歩せしめて、國家の政策によつて資本による勞働力濫奪を抑制緩和せしめたものに外ならないのである」(社會政策論の根本問題「三八二―三頁」)。

勞働條件なる經濟的範疇を階級闘争という社會的關係に還元して、生産關係の視角より大河内理論を批判された功績は大きいとしても、氏がいわゆる「社會的對抗」を以つて經濟的な抗争のみに止められ、そこから氏の社會政策論を導き出された點は、依然としてそこに「經濟主義的」社會政策論なる批判の餘地を残せしめるものといえよう。即ち氏は「社會政策の必然性は、勞働力の濫奪という經濟的必然性」資本

制生産の敵對的な自然法則が必然化する社會的對抗にあるのである(「社會政策論の根本問題」六五頁)とされるが、ここに明瞭に露呈される如く、氏の社會政策論における勞資の「社會的對抗」は「勞働力の濫奪」に由來する勞働條件をめぐる經濟闘争に極限せしめられ、従つて勞働者階級の闘争は「勞働力の濫奪」といふ經濟的必然性」即ち「資本制蓄積の絶對的・一般的法則」に基づく「窮乏化」に對して反抗するに過ぎず、しかも蓄積の法則が「絶對的・一般的法則」として經濟的「必然性」たる限り、勞働者階級のそれに對する「經濟的」抗争は「蠅螂の斧」にすぎず、彼等は搾取を「抑制緩和」して經濟的「諸讓歩」を奪取するところか、却つて何物をも獲得し得ないといふ論理的な迷路に踏みこむこととなり終るのである。まさしく勞働者階級の闘争が支配階級をして反省せしめ、その「勞働力の價值收奪に對する抑制緩和」なる經濟的讓歩を決意せしむるのは、それが政治權力闘争として發展し、彼等をして自らの支配體制に對する脅威を感じしめたときのみであり、勞働運動が經濟闘争に終始する限り、資本の法則は勞働者の要求に對して何等顧るところはないのである(「九五—七頁」)。

筆者がどこに資本の敵對的な運動法則に由來する「社會的對抗」を「經濟的なる抗争のみにとどめた」であらうか。筆者は經濟的な諸讓歩としての社會政策を強制せしむるに足る勞働者

階級の強力な闘争を階級闘争としていたのであつて、社會政策をもとめる經濟闘争を直ちに階級闘争としていたのではないのである。西村君は資本制社會の階級闘争が資本制生産の敵對的な性格から由來する事を否定するのであらうか。そして政治闘争はその一環としての經濟闘争を持たない單なる權力闘争であるとも考えているのであらうか。更に勞働條件が階級間の力關係によつて不斷に支えられていた事を理解しないのであらうか。これこそレーニンの言葉を文字通り、そのまま公式的に理解する政治主義的誤謬である。

何故、國家はこのような權力闘争を抑壓しないで、經濟的な諸讓歩を行うのであらうか。それは政治闘争の一環をなす經濟闘争或は強力な經濟闘争に讓歩し、社會政策を行うことによつて「社會平和」が、而して直接的には「産業平和」が一時的にでも確保されるからである。社會政策は「産業平和」という經濟的な目標を直接に目指しているのであつて、これは階級闘争の緩和そのものではないといふ事を忘れてはならないのである。國家は權力闘争に對しては強壓を行い、或は政治的讓歩を行い、一方社會政策によつて勞働者階級の日常的經濟的利害に對する欲求を一時鎮靜し、或はもつて改良主義を培養し、かくて權力闘争の發展を或は權力闘争への發展を阻止し、或は腐敗せしめる事によつて、階級闘争を「緩和」し、「産業平和」を確保せんとするのである。さればこそ、經濟闘争を政治闘争に

從屬させ、社會改良主義に固定化した社會民主主義を批判し、日常の活動においてこれを克服し、社會政策を階級闘争の一層の發展のための基礎とする事が要請されるのである。筆者は西村君ののべるように、單純な經濟闘争が社會政策を必然化するとは毛頭考えないのである。西村君の階級闘争論には勞働條件の改善を求める闘争が全然含まれておらず、政治的權力闘争、點張りである。それをしも公式的政治主義というのである。

扱つて西村君は、筆者が社會政策をもつてしても、勞働條件の維持改善を一時的に確保するだけで勞働者階級の窮乏は結局阻止出来ないということを資本制蓄積の一般的法則、筆者の所謂「窮乏化法則」から論證したのに對し、かくては勞働者階級のこれに對する抗争は「搾取を抑制緩和して經濟的諸讓歩を奪取するどころか、却つて何物をも獲得し得ない」という論理的な迷路に踏みこむこととなり終る」と批判する。

社會政策「經濟的諸讓歩が奪取出来ないとは誰もいつていない。經濟的讓歩を奪取しても資本制社會においては結局蓄積の法則によつて勞働者階級の窮乏化は避けられないと嘗つていたのである。改良によつても勞働者階級の窮乏化を阻止出来ないからこそ、改良を革命に政治闘争に從屬せしめねばならない事になるのだ。論理的迷路は西村君にあるのである。即ち資本制社會の内部で搾取を抑制緩和して勞働者階級の窮乏化が結局阻止出来るなら、「改良主義」は充分意味がある事になり、矢鱈

に權力闘争を強調する西村君は自己矛盾におちいる事になるからである。

ここにも文示されている如く、西村君の本論稿はマルクスやレーニンの「言葉」によつて「革命的」に武装されているにもかかわらず、マルクス・レーニンの經濟理論に對しては文字通りの初歩的な誤謬を平然とやつていたのである。

以上、西村君の筆者の社會政策論に對する批判に答辯した。そして残念乍らこの批判には全面的に賛同し得なかつたのである。

社會政策が何であるかではなく、社會政策がいかにして成立するかという問題については、これを「政治」として、階級闘争との具體的な關聯において把握しなければならぬである。筆者が「社會政策論の根本問題」において企圖したことは、社會政策の經濟理論であり、社會政策としての經濟的讓歩を可能ならしめる勞働者階級の抗争は、單なる經濟闘争ではなく階級闘争であるということの單なる指摘であつた。西村君のごとく、經濟闘争を問題としない政治的權力闘争一點張りの階級闘争論はすでに一言したごとく、マルクスやレーニンの階級闘争論とは無縁であり、ブランキストやサンヂカリストのそれである事だけは確かである。

扱つて西村君の本論稿は拙著「日本勞働運動史」の批判を含んでいるが、これは餘りの歪曲と強辯に充満しているので、他人

の著作の引用だけからの推論ではなく、西村君自身の「日本勞働運動史」の具體的な研究を俟つて反批判を行うてである。ただ筆者が日本の工場法は「或程度」先進國の階級闘争によつて支えられていたとする議論を、「一國における階級闘争の役割を國際的視點へ解消した」とする許しがたい歪曲と議論だけは、筆者の名譽のために抗辯しておきたい。

筆者は「社會政策論の根本問題」においても「日本勞働運動史」においても、大河内教授が日本工場法を「上から」の社會政策とされたに對し、日本工場法の生誕に與つた官僚反對を基本的性格としていたこと、明治三十年代の末から四十年代にかけて、ストライキが頻發し、一方知識階級或は知識階級化した一部の勞働者の社會主義がサンデカリズムとして急進化したこと、而してこの社會主義が慢延する事をおそれ、社會政策が日程に上され、制定された事を、即ち「下から」の階級闘争によつて成立した事を、大阪平民新聞の「更に一步を進めよ」や日本社會政策學會第一回大會の桑田龍藏博士の講演等を引用して（「……根本問題」）、或は當時の階級關係を分析して（「日本勞働運動史」）、評論した。しかしてこの社會主義の將來に對する憧憬が先進國の事例に倣して當時の絶對主義官僚によく自覺されていたことから、「後進國の工場法はすでに先進國の階級

闘争によつて或程度支えられていた事實を看過すべきではあるまい」（社會政策論の根本問題「五七頁」と論じたのである。然るに西村君は、社會政策が社會主義の慢延をおそれて成立したとする筆者の説明を全部省略し、後進國の社會政策が先進國の階級闘争によつて或程度支えられていたとするところだけを、しかも「或程度」という重大な個所を故意に削除して引用し、次のように強辯しているのである。――

『勿論「後進國の工場法はすでに先進國の階級闘争によつて支えられていた」ものである。……しかしかくの如く一國における階級闘争の役割を「國際的視點」へ解消せしめ、安價な國際プロレタリアートの連帶性を云々することは誤りである。……日本工場法が諸外國の勞働運動の状態に脅威を感じた「進歩的官僚」の手によつて制定せられたとしても、日本における階級闘争が「體制」に對する反撃にまで成長する事がなければどうして彼等「識者」諸侯は自ら率先して工場法制定を日程に上せようか……」（八四頁）と。

驚くべき歪曲である。これをハッターと云わなくて何がハッターであろうか。しかも注意すべきは、「日本勞働運動史」だけを引用しないで、筆者の最初の著作たる「日本勞働政策小史」（これは昭和二十三年はじめの著作であり、大河内氏の見解を言葉以上に何等批判し得なかつた段階の著作である）を引用し、あたかも「日本勞働運動史」の見解であるかの如き混亂をまね

く記述をしているということである。

筆者は國際プロレタリアートの連帶性を云々したのでなく、日本の工場法が自國の階級闘争だけでなく、或程度先進國の階級闘争によつて支えられていたということを論じたのである。

筆者は「社會政策論の根本問題」では、社會政策が階級闘争の産物たることを、當時の文獻からの引用を別にすれば、岡實氏を輒卒に信用して、日本工場法が上からの産物であるとされた大河内氏を批判して、次のようにのべたのである。——『日本の工場法についてこともあろうに絶対主義官僚の著作をそのまま信用されるという輒卒を犯された。岡實氏は純然たる天皇制絶対主義官僚として、「欽定憲法」とともに日本工場法を「欽定工場法」として誇らんとしたのである。彼は憲法における自由民権運動、工場法における労働運動、社會主義運動を故意に抹殺したのである。……』(「社會政策論の根本問題」五八頁)と。

更に「日本労働運動史」では次のようにのべているのである。

——『以上の如き社會主義運動の總決算として、政府は彈壓を補う餘として、明治四十四年工場法を制定した。これはあだかも自由民権の彈壓と欽定憲法との關係に比すべき性質のものであつた』(「日本労働運動史」一一八頁)と。

尚、西村君は筆者を批判して『労働運動に對する「意識的要

社會政策における「政治」と「經濟」

第六十八卷

一〇七

第一・二三號

一〇七

素」の輕視』(九九頁)としているが、社會主義の丹念な究明とその労働運動との「結合」或は「分離」を詳細に展開したのは正に筆者であつた。例えレーニンを讀まなかつたとしても労働運動が自然成長的に社會主義に發展すると考える程筆者も白痴ではない。西村君こそ自然發生的なストライキを不當に評價し、あたかもそれが意識的権力闘争であつたかの如く歪曲し、又社會主義者の「意識的要素」だけを重視して、それが労働者階級にいかにか滲透して階級的な力となつていたかどうかを、即ち階級間の力關係の分析を輕視した。明治四十年代には労働組合が一つか二つしかなかつたこと、又従つてストライキが組織的なストライキとしてではなく「自然發生的」なものとならざるを得なかつたこと、烈しい彈壓のために、社會主義が労働者階級に滲透し得ないで、その社會主義が片山潜的「労働者の「社會民主主義」としてでなく、幸徳秋水の「小ブル的サンデカリズムに歪曲されざるを得なかつた事は、西村君の「意識的要素」の矢鱈のしう集にもかかわらず、日本の「プロレタリアート」が階級闘争を十分行うまでに至つていなかつた事を示すものに外ならないのである。明治政府は、社會主義が労働運動と結合する事ををそれて、それを未然に防止し、もつて産業平和を確保せんがために工場法を施行したのである。西村君は階級闘争を階級間の力關係から理解せず、社會主義者の革命的意識から理解せよとでもいうのであるうか。ここにも又西村君の



救いがたい政治主義的誤謬が露呈されているのである。

結論として、西村君に筆者の理論が「經濟主義」と映じたのは、西村君が制度としての社會政策即ち經濟的本質をもつ社會政策が政治を通して行われるのを、直接に「政治」に解消して「政治的權力闘争の抑制緩和策」として社會政策の本質を理解したからである。西村君の筆者への盛んな攻撃（これは全部誤つてゐるが）にもかかわらず、問題は實は唯この一點にかかつていたのである。西村君は社會政策が政治闘争の一環としての經濟闘争或は強力な經濟闘争、この意味で階級闘争に讓歩して實現される「産業平和策」たることを完全に理解しなかつた。階級闘争から、窮乏化と闘う労働者階級の經濟闘争を完全に除外した。ここに西村君の重大な誤謬が存したのである。ここから多くの政治主義的誤謬が発生したのである。社會政策が政治として、政治を通して行われるのを、政治に解消して、資本の労働力の價值収奪に對する立法手段による抑制緩和策として制度化し、従つてかかる本質をもつ事を看過したのである。

西村君は大河内教授に發した社會政策の「經濟理論」の持つ問題意識を理解せず、又労働運動史においても、矢鱈に意識的要素（西村君の場合はそれは革命的であればいいので、それがサンヂカリズムであろうがプランキズムであろうが構わないのである）を強調し、革命を高唱して、それが何故分裂し對立して大きな階級的力とならないかということに對する分析と問題意

識をもたなかつた。かくて西村君の論稿は理論を抹殺し、社會政策の理論を數十年前の水準に押し下げたものに外ならず、労働運動においてはその理論を素朴な革命的論議に墮さしめて了つたのである。

（一九五一・五・一五）